

# 設立趣意書

## 1. 設立の目的

近年、和食文化は日本のみならず、世界的に人気が高まり、あわせて和食器に対する注目度も高まってきております。このような中、海外で大量生産され、安価な和食器も数多く流通していることもあり、日本国内の陶磁器製造業者は需要増加の恩恵を受けにくい状況となっております。

この度、笠間焼を世界に発信したいという同じ志を持った者同士、笠間焼を築き上げてきた伝統や技術に、新たな技術やデザインを取り入れることで、これまでにはなかった笠間焼が確立できると考えております。1つの例として、デザイン大国であるフィンランドのシンプルでスタイリッシュなデザインと笠間焼を融合させることにより、新しい笠間焼ブランドを構築し、購入年齢層の拡大を計画しております。個々では販路拡大を図ることは大きなリスクを伴いますが、組織化することにより、展示会への共同出展など、これまでよりも積極的に販売促進活動を行うことができます。合わせて、共同宣伝ではパンフレット、ホームページやfacebookなどのSNSを活用し、広域へ情報を発信し、販路拡大の実現化を図ります。また、研修会などの教育情報提供事業を行うことにより、常に新しい情報や技術を共有することが可能となります。

そこで、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合を設立し、これらの計画を実現する為、組合員の連携強化、認識の共有化を図り、笠間焼のブランド力向上や販路拡大のための事業を推進すべく、協同組合を設立するものです。

## 2. 組織及び事業の概要

- (1) 名称 笠間焼陶芸販売協同組合
- (2) 地区 笠間市の区域とする。
- (3) 事務所の所在地 茨城県笠間市笠間2290番地4に置く。
- (4) 組合員たる資格
  - ① 陶磁器製品製造業を行う事業者であること
  - ② 組合の地区内に事業場を有すること
- (5) 出資1口の金額及び出資払込みの方法
  - ① 出資1口の金額 10,000円
  - ② 出資払込みの方法 一時に全額を払い込むものとする。
- (6) 事業計画の概要
  - ① 組合員の取扱品の共同販売事業
  - ② 組合員のためにする共同宣伝・販売促進事業
  - ③ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
  - ④ 組合員の福利厚生に関する事業
  - ⑤ 前各号の事業に附帯する事業
- (7) 賦課金の賦課徴収方法
  - ① 賦課金の額 一般賦課金 一組合員あたり月額500円
  - ② 賦課金の徴収方法 4月と10月のそれぞれ末日までに半期分を納入する。

(8) 役員の数及び任期

① 役員の数

イ. 理事 3人以上5人以内

ロ. 監事 1人

② 役員の任期

イ. 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

ロ. 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

ハ. 設立当時の役員（理事及び監事）の任期

中小企業等協同組合法第36条第3項の規定に従い、1年又は最初の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。

(9) 創立費の額及びその償却方法

創立に要した経費は組合員が均等に負担することとし、創立費は計上しない。

平成30年 7 月 31 日

笠間焼陶芸販売協同組合

設立発起人代表 茨城県笠間市下市毛1372番地4  
株式会社向山窯  
代表取締役 増 渕 浩 二

設立発起人 茨城県笠間市福原75番地9  
県営福原アパート3-204  
長 嶺 憲 幸

設立発起人 茨城県笠間市来栖1238番地1  
市営来栖住宅G棟1号  
小 林 哲 也

設立発起人 茨城県笠間市北吉原229番地2  
小 松 弦 太